

広報お知らせ版

編集と発行 ● 鶴田町企画観光課 TEL 22-2111 内線 263

令和四年度鶴田町地域
応援商品券の再販売を
いたします

《鶴田町商工会》

鶴田町商工会では、前回の販売で
未購入者がありましたので、令和四
年度鶴田町地域応援商品券の再販
売を行います。今回の商品券も事前
予約制となります。

●販売価格

一冊一万円・千円券×十五枚

(全店共通券八枚+地元券五枚+
飲食店券二枚)

●購入可能冊数

一世帯一冊まで購入可能

(前回購入された方も購入可能)

※その他、商品券に関する詳しい内
容詳細については、九月十五日

(木)にて配布予定(つるた広報
折込)の応募ハガキ付チラシをご
覧ください。

●問い合わせ先
鶴田町商工会

TEL 22-3414



マイナンバーカードを9月末までに申請して申込みをすると マイナポイント(最大20,000円分)がもらえます!

マイナポイントを受け取るには、マイナンバーカードを使って申込みが必要です。

◎マイナンバーカード申請期限: 2022年9月末まで

◎マイナポイント申込期限: 2023年2月末まで

マイナポイントは、町民生活課①・②窓口ほか、以下の方法・場所で申込みできます。

・スマートフォン ・パソコン ・マイナポイント手続きスポット

※最新の情報および詳細は、総務省HPをご覧ください。<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>

●問い合わせ先 町民生活課 暮らしの窓口班 (内線153、154)



ー新型コロナウイルス感染症対策についてー

町民の皆さま方には、感染防止対策にご協力いただきありがとうございます。

ー県知事メッセージの内容ー

1. 基本的な感染防止対策の徹底を継続しましょう。
2. 風邪症状などがある方は、出勤・登校・登園等を控えましょう。
3. 人との距離が十分確保できない状況で会話をする場合は、マスクを着用しましょう。
4. 各場面において、効果的な換気を徹底しましょう。

◎オミクロン株は、感染拡大の速度が非常に速く、密集・密閉・密接への対策を一つでも欠くと感染する危険性が高くなります。

ー県民の皆さまへの5点のお願いー

- ①症状があっても、重症化リスクの低い人は「県臨時Webキット検査センター」を活用してください。
- ②検査で陽性になった方は、保健所から連絡があるまで2～3日程度お待ちください。
- ③自宅療養している方は、発熱などがあっても症状が軽く飲食ができる場合は、解熱剤等の市販の薬を服用し、療養してください。
- ④症状が軽い方は、受診目的の救急車の要請を控えてください。
- ⑤事業者の方は、従業員に医療機関による陰性証明などを求めないでください。

◎お互いを守り合う気持ちで、引き続き、ご理解とご協力をお願いします。

青森県後期高齢者医療広域連合からのお知らせ

《健康保険課》

●保険証の発送について

十月一日から、後期高齢者医療被保険者のうち一定以上の所得のある方は、現役並み所得者（窓口負担割合が三割の方）を除き、医療費の窓口負担が一割から二割に変更になります。対象となる方には、新しい保険証が九月中旬頃に送付されます。旧保険証（一割のもの）は回収しますので、同封の返信用封筒に入れてポストへご投函いただくか、役場健康保険課⑤番窓口までご持参くださるようお願いいたします。

●高額医療費の事前申請（振込口座申請）のお願い

医療費の窓口負担割合が二割に変更となる方については、負担が急増しないよう、三年間（令和七年九月三十日まで）は外来医療費の負担の増加額が月三千円を超える場合、その超えた金額が高額療養費として給付されます。高額療養費支給用の口座登録がお済みでない方には、八月下旬以降に「高額療養費支

給事前申請書」が送付されますので、届き次第、役場健康保険課⑤番窓口へ申請してください。さるようお願いいたします。

●問い合わせ先・申込先

健康保険課国保介護班
（内線142）

農振除外の申請を受け付けします

《産業課》

町では、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業振興地域内に『農用地区域』を設定し、この区域を農業上の用途に供する土地として定めています。

農用地区域内の土地を農用地以外の用途（住宅の建築など）に利用する場合、事前に『農振除外（農用地区域からの除外）』の申請をする必要があります。

この申請の受け付けは、年二回を予定していて、受け付けの翌月から各関係機関との調整・協議や公告・縦覧などの手続きを経て、認可されるまで約六カ月間を要します。

（※国、県などの事業により、

除外できない場合もございます。）

●申請受付期間

令和四年十月三日（月）

（三十一日（月）

●問い合わせ・申請先

産業課 農地班
（内線294）

九月は第一・第四日曜日にマイナンバーカードの交付受付を実施します（完全予約制）

《町民生活課》

現在、マイナンバーカードの交付受付窓口が大変混み合っていることから、完全予約制により、左記のとおりマイナンバーカードの交付受付を行います。希望する方は必ず電話または町民生活課窓口で事前にご予約ください。（予約は休・祝日を除く平日のみ受付）

●日時

九月四日（日）

九月二十五日（日）

両日ともに

九時～十二時

十三時～十七時の間

●交付受付場所

役場町民生活課①・②窓口

●問い合わせ及び予約先

町民生活課くらしの窓口班
☎0173-22-2111

令和四年度敬老会中止のお知らせ

《健康保険課》

今年度の敬老会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を考慮し、中止とさせていただきます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

●問い合わせ先

健康保険課 健康長寿班
（内線131）

就業構造基本調査を行います

《企画観光課》

総務省統計局では、十月一日現在で就業構造基本調査を行います。

この調査では、雇用・経済政策などの行政施策立案の基礎資料を得ることを目的として、五年ぶりに実施されます。

調査をお願いする世帯には、九月中旬に調査員が調査書類をお配りしますので、皆様のご

協力をお願いいたします。

調査の回答については、インターネット、または紙の調査票での回答をお願いいたします。

●問い合わせ先

企画観光課 まちづくり班
（内線263）

五所川原圏域空き家バンクについて

《総務課》

鶴田町内に空き家を所有する皆さま、五所川原圏域空き家バンクに空き家物件を登録しませんか。

「五所川原圏域空き家バンク」は、空き家を売りたい・貸したい人（空き家登録者）の物件を居住するために空き家を購入・賃借したい人（利用希望者）に紹介するための仕組みです。

空き家の有効活用などを図り、五所川原圏域定住自立圏（五所川原市・つがる市・鰺ヶ沢町・深浦町・鶴田町・中泊町）への定住促進や空き家の流動化を図るためにもぜひ登録ください。

空き家バンクの運営は、圏域自治体と協力事業者（宅建事業者）が連携して行い、自治体ホームページで空き家情報を全

国へ発信します。

●問い合わせ先

総務課 人事行政班

(内線271)

戦没者遺児慰霊友好 親善事業について

《一般財団法人日本遺族会》

日本遺族会では、「戦没者遺児慰霊友好親善事業」への参加者を募集しています。

この事業は、厚生労働省から補助を受け実施しており、先の大戦で父等を亡くした戦没者の遺児を対象として、戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行い、同地域住民と友好親善を図ることを目的としています。

●参加費 十万円

●参加対象

次の訪問先地域の戦没者遺児を対象とする。

●慰霊追悼訪問先

フィリピン、ミャンマー・タイ、台湾・バシー海峡、マシヤル諸島、西部ニューギニア、東部ニューギニア、ソロモン諸島、ビスマーク諸島、中国

●申込先

青森県遺族連合会

☎017-722-4819

●日程等詳細の問い合わせ先

日本遺族会事務局

☎03-3261-5521

法の日週間行事・ 調停制度発足百周年 記念行事のお知らせ

《青森地方裁判所》

裁判所では、「法の日」週間及び調停制度発足百周年記念行事として模擬調停等を開催します。

●日時

十月三日(月)

午後一時三十分～

午後四時頃まで

(受付開始：午後一時十分)

●場所

青森地方・家庭裁判所

(青森市長島一丁目三番二六号)

●内容

簡易裁判所の民事調停手続の模擬調停(調停手続の各場面を実演して解説する。)及び調停制度についてのパネルディスカッションによる意見交換等

●対象

一般の方 二十五人

(先着順、参加無料)

※今後の新型コロナウイルスの感染状況によっては内容も含め変更の可能性あり

●申込方法

九月十二日(月)

午前九時から問い合わせ先へ電話による申込み

●申込受付時間

平日の午前九時～

午後四時三十分まで

●問い合わせ先

青森地方裁判所事務局

総務課庶務係

☎017-722-5421

FAX

017-723-7183

法の日司法書士 無料法律相談会

《青森県司法書士会》

十月一日は法の日です。日常生活での困りごとや法律上の悩みについて司法書士が相談に応じますので、お気軽にご相談ください。

●日時

令和四年十月一日(土)

午前十時～十五時

●主催 青森県司法書士会

●相談内容

相続・登記・成年後見・多重債務・裁判所提出書類作成等

●電話相談

☎017-752-0440

当日のみの専用(臨時)の番号です。

※電話相談の際の通話料はご負担いただきます。

●面談相談

①十和田会場

イオンスーパーセンター十和田店

専門店街 カトレア跡地

(十和田市大字相坂字六日

町山一六六一)

②むつ会場

むつ来さまい館一階「会議室」

(むつ市田名部町一〇一一)

※相談は無料ですが具体的な手続が必要になる場合には、別途費用がかかりますので相談員にご確認ください。

●問い合わせ先

青森県司法書士会

青森市長島三―五―一六

☎017-776-8398

FAX

017-774-7156

**9月30日(金)は、
固定資産税3期分と
国民健康保険税3期分
の納期限です。**

マイナンバーカードを取得すると 鶴田町商工会共通商品券(5,000円分)がもらえます!

町では、マイナンバーカードの普及促進と、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた町民の生活及び地域経済を支援するため、マイナンバーカードを既に持っている方や新規に取得する方に、1人につき5,000円分の鶴田町商工会共通商品券を差し上げています※。(数に限りがあります。8,000人に到達次第終了します。)是非、この機会にマイナンバーカードを取得しましょう!

※最新の商品券交付者数と残数については、町ホームページ「くらしの窓口」→「マイナンバーカード普及推進事業に基づく商品券交付状況」に掲載しています。

●問い合わせ先 町民生活課 くらしの窓口班 (内線153、154)

※6月1日以前に既にお持ちの方には6月中に簡易書留郵便により送付しています。

令和4年



町の保健だより



連絡先：健康保険課 健康長寿班（内線 131～136）

◆新型コロナワクチンに関するお知らせ◆

追加接種 (4回目)	- 追加接種（4回目）は、3回目接種日から5か月以上経過した「60歳以上の方」、「18～59歳で基礎疾患のある方」、「医療従事者等及び高齢者施設等従事者」が対象です。 - 現在、令和4年4月30日までに3回目接種を終了した60歳以上の方には「接種券」を、18～59歳の方には、「予約案内」を発送しています。 18～59歳で基礎疾患等があり対象となる方は、お電話でご予約ください。また、医療従事者等及び高齢者施設等従事者の方も、お電話でお問い合わせください。確認後、接種券をお届けします。 ※対象年齢は、接種時点の満年齢です。
追加接種 (3回目) 初回接種 (1・2回目)	オミクロン株は感染力が強いため、感染拡大による重症例の増加が懸念されています。感染した後に重症化することや長引く症状（後遺症）が生じることがあるため、接種が推奨されています。 また、3回目接種により、オミクロン株感染に対する感染予防効果、発症予防効果等が回復します。
小児接種 (5～11歳)	★現在、平成29年9月5日生まれのお子さんまで接種券を発送しています。1回目接種時点で5歳に到達し、9月30日までに2回目接種を終えられるお子さんが対象です。 ★8～9月に行う小児集団接種の日程を追加しています。 ★すでに接種券が届いている方で、これから接種を希望する場合は、お電話でご相談ください。 ★接種を判断する材料として、同封する「厚生労働省新型コロナワクチン接種についてのお知らせ」を参考にしてください。
- 対象の方で、接種を希望する場合は、早めのご予約をお願いします。 - 転入された方や接種券を紛失された方は、お問い合わせください。	

◎予約・相談専用電話 TEL 0173-22-6001（平日 午前9時～午後4時30分）

◆新型コロナウイルス感染症対策について◆

《感染について心配な方》 - 厚生労働省電話相談窓口 TEL 0120-565653 - 受診・相談センター（五所川原保健所） TEL 0173-34-2108	《健康面（後遺症含む）・予防方法について心配な方》 - 県コールセンター TEL 0120-123-801 - 役場 健康保険課 TEL 22-2111
--	--

介護予防事業 ※詳細は別紙チラシをご覧ください。

からだ すっきり! さっぱり! 健康運動教室

★開催日・対象地区 ※密集・密接を防ぐため、行政区ごとに参加できる日を指定します。



9月26日(月)	富士見町、公園通り、文化通り、菖蒲川、鶴泊、大性、山道、中野、胡桃館、境、松倉、横蒔、沖、東瀬良沢、西瀬良沢、鷹ノ尾、駅東町、相原町、みどり町、あさひ町
9月29日(木)	稲元、米元、掛元、稲川、桂井、田の尻、尾原、前中野、後中野、木筒、間山、野木、大巻、新田子、亀田、強巻、派立、寺町、仲町、本町、駅前通り、田中町、桜町、鶴寿団地

★場 所：鶴遊館 ★時 間：午前10時～11時（受付9時30分～）※会場には9時30分以降にお越しください。

「傾聴サロン」でほっこり、すっきりしませんか

鶴田町傾聴ボランティア「つるりんの会」が、あなたのお話をじっくりと聴きます。安心してお越しください。

★日 時：9月5日(月) 午後1時～3時 ★場 所：鶴遊館 栄養指導室



食生活改善推進員(みつば会)による調理実習のお知らせ

★日 時：9月13日(火) 午前10時～11時 ★場 所：鶴遊館 調理室

★対 象：どなたでも参加できます ★メニュー：おやつをつくってみよう ★参加費：100円

★申込み：9月9日(金)まで健康長寿班へ ★持ち物：エプロン・三角巾・手ふきタオル

※マスクを着用してご参加ください。試食はせず、作ったものはお持ち帰りいただきます。

発熱や咳などの風邪症状、だるさ（体調不良）がある場合は、各種行事への参加を控えてくださるようお願いします。また、来場する際はマスクの着用にご協力をお願いします。

総合健診が始まりました[夏期:9/9(金)まで]

特定健診、胃・大腸・肺がん検診の申込みは今からでも間に合います。ぜひご連絡ください。



☆9月1日～9月30日：「健康増進普及月間」 ☆9月10日～9月16日：「自殺予防週間」